

中世イングランド聖堂区教会と教区生活

山代宏道

イングランド中世教会史の研究においては、各修道院・教会の所領経営とりわけ土地譲渡証書などの分析を通じての研究がなされてきているが、直接に教区民と接していた聖堂区教会の実態解明に関するまともな研究は少ないように思われる。しかも現存する多くの史料が教会聖職者による記録であるがゆえに、それに基づく研究は教会側の立場を中心とした一面的なものになりがちであるという制約をうけている。しかし最近、そうしたいわば底辺レベルでの教会生活、聖堂区教会と教区生活の問題を解明しようとする研究が発表され始めている。本小論ではそうした二・三の研究の紹介・検討を通じて、聖堂区教会とそれをとりまく教区民との関係を考察し、そのレベルでの教会生活の実態を理解するための手がかりとした

い。

現存する教会記録の中心をなすものは証書登録簿であろうが、それらの多くは教会が何を得たのかに關心を示し、教区民に関する記入がなされる場合、かれらの機能は十分の一税、埋葬料のすみやかな支払いであり、より積極的な役割としては祭壇の明りやロウソクの維持のため土地・金銭を贈与することであった。聖職者達の眼を

通して、かれらの要求を満たすために書かれた文書において現われる、いわば中世の聖職者にとつての理想的教区民とは「無制限の財布を持ち従順でプログラムされた機械的に行動する人」であった。

こうした教区民像の是正は、かれらが中世後期まで自分達のより積極的な活動に関する記録をほとんど残していないがゆえに困難である。同じ頃教区民達が規則的に遺言書を残し始めるまでは、かれらが自分達をどのように見ていたのかを理解することはむずかしい。教区民は魂の救済に関する司牧的欲求を疑いなくもっていたはずであるが、それは普通、十分の一税・手当などの権利をめぐる経済的・法律的な当面の問題と関わりないものとして、記録に残されない傾向にあったと考えられる。

そうした視点から捉えられる聖堂区とは、司牧的活動のための最前線ではなく確固たる収入源としてのそれである。しかし、そうした聖堂区の理解だけでは一面的であり、聖堂区とは正確には何であったのか、という疑問が提起されねばなるまい。十一世紀後期頃から場所によつては、村の教会は、付属礼拝堂をもつより古いミンスタール組織の基礎を危うくし始めていた。しかし聖堂区はいまだ領域

的にも概念的にもそれほど明確に定義されたものではなかった。ドゥームズデイ調査は、各村が証拠収集において補佐する司祭をもっているであろうと仮定したけれども、ただ一人の司祭をもつ聖堂区教会によるミンスターの交代は決して完全ではなかった。聖堂区司祭が魂の救済に関して規定された権限をそこにおいてもつような精神的管轄教区が明白に定義されうるようになったのは、十二世紀中頃グラティアンの時代であった、と考えられる。一方教会自体は十二世紀の過程において、都市や農村における、普通、より古い建物である聖堂区教会と、より最近の建物であり急増しつつあった人口の精神的欲求を満たすための礼拝堂へと階層化が進みつつあった。⁽⁷⁾

本小論においては、聖堂区教会がこうした変化の過程にあった時代より検討を始めようとするものであるが、まず聖堂区教会と教区民との関係における司牧的側面を中心に考えてみたい。ノルマン征服後の時期において注目されるのは、ノルマン貴族達がイングリランドに來た時、かれらはあたかもベネディクト的改革の波に乗ってやって來た、という事実である。かれらの多くは在俗チャブレンを連れていたが、他の貴族達もベネディクト系修道士チャブレンをもっていた。そうしたチャブレン達は、しばしばかれらのバトロン達のためにミサを捧げ、かれらが理解できる言葉でその告白を聞いた。また修道院が Eye, Turbury, Stoke-by-Clare のような諸侯領の主要な城の近くに創設されたような場合には、その修道士達はバトロンのため仲裁の奉仕のみならず、時々にはかれらの子供達に洗礼を施したり、埋葬を行なったりしている。

こうした修道士達が聖堂区的規模において司牧的機能を果たしたの

かどうかは、さらに検討されるべき重要な問題である。ノルマンディーでは十一世紀を通じて、またイングリランドでは征服後、教会に仕えていたが衰退しつつあったような在俗聖堂参事会員が、多く一般的に修道士により代わられている。またそうした過渡期においては、在俗聖職者が修道士と共住し、異なった時間と同じ祭壇でミサを執行したり、基本財産が両者を支えるのに十分ではない場合には、短期間、修道士達により交代されることがあった。しかし、司教座聖堂参事会員が複数の教会聖職縁を兼領し、代行司祭 (vicar) を通じて教会に仕えていたような多くの場合には、そうした交代は少なく、ドゥームズデイ時代、教区付司祭は代行司祭あるいはチャブレンの称号をもってそうした教会に仕え続けている。したがって初期ノルマン期において、バトロン達のため付属礼拝堂でミサを捧げるという修道士の義務に関する多くの事例があるにもかかわらず、そうした司牧的役割は聖堂区的務めとは一応区別されるべきである、⁽⁸⁾ と考えられる。

確かに、司祭であったような修道士はミサ執行を含むすべての司祭的機能を行なう権限をもっていたが、それはその権限を行使することとは区別される。修道院付属教会における宗教的儀式的執行は、必然的に聖堂区的務めを意味するものではない。しかし、修道士がかれらの教会から教区民を排除する措置を取らない限り、教区民達はやって来てかれらのミサ執行の恩恵にあずかったであろう。⁽⁹⁾

可能性として考えるならば、もし修道士達の共同体が一つの祭壇に仕える権利をもって聖堂区教会の内に置かれ、もしそれがミサ執行から教区民を厳格には排除せず、そしてもし、修道士達がバトロ

ンのために特別の司牧的奉仕を提供していたならば、理論がどうであれ、聖堂区司祭達がなすべきものをほとんどたないような場所が存在したであろう。しかし教会において聖務日課を唱えた修道士の行為も、必ずしも教区民達のためにそうしたものであると判断することはできず、それは通常の活動としての広範な聖堂区的務めの存在を証明するものではないのである。⁽¹²⁾

こうした司牧的側面を記録した史料は既述したごとく非常に少ないが、一方聖堂区教会と教区民との関係を検討する際、この時期多くの教会と十分の一税が修道院へ譲渡されている事実が注目される。そうした行為の背後にある動機は、すべての修道院基本財産贈与におけるそれと同様、社会的・宗教的に複雑なものであり、教会や十分の一税の世俗所有を非難した一〇五九年の改革的教皇令などがそれを促進したであろう、と考えられる。また多くの教会譲渡に際しては、司祭任命権を留保するものであったり、修道士達の衣服のためといった特定の目的のために収入を提供するという条件が付されることがあった。⁽¹³⁾

そうした修道院とならんで、聖堂区教会についても教区民は主任司祭 (pastor, rector) に対し十分の一税を負っていたが、その徴収は司祭を必然的に聖堂区の活動に結びつけた。とりわけ農業共同体においては農業活動のあらゆる側面に関わらせることになる。かれの耕地は教区民のそれと混在し、かれの家畜は村の群の一部であった。かれの下僕達はすべての家屋敷や畑において、教区民達が苦勞して獲得した生産物の十分の一を徴収し、収穫や放牧に関する農業上の規則が作成された村の集会におけるかれの発言は重要性をもつ

たのである。⁽¹⁵⁾

十分の一税のうち最も重要な品目は小麦・オート麦・大麦などの刈り束であったが、各小作農は畑に十番目の束を別にしておき、それを主任司祭の下僕達が運び去るのが慣例であった。その際いかなる羊・家畜をも、すべての束が確保されるまでは切り株畑また特定の場所へと入れることはできなかったが、そのためにはいわば隣人的協力が必要であった。そうした協力は常に得られたわけではないが、教区民の側における十分の一税の不払いはイングランドにおいて十二世紀末までは存在しなかったようである。⁽¹⁶⁾ 十三世紀以前においては、そうした抵抗は教区民達の基本的反対に起因するものであり、むしろ争われた所有権をめぐる特別の事情に起因するものであった。聖職推薦 (advowson) 権をめぐるマナ領主からの抵抗は多く伝えられている。しかし聖堂区農民による十分の一税の共同体的不払いというまれな事例は存在しているのであり、一二〇五年 the prior of Holy Trinity, Aldgate は、マナ領主とかれの小作人達の兩者と十分の一税をめぐる争っている。抵抗は、修道院長が近隣村落の人々のための共同放牧地であった牧草地から、干し草の十分の一税を要求していた事実起因していた。⁽¹⁸⁾ なお、不当に十分の一税の支払いを留保することは、厳密には教会裁判所が取り扱う問題であり、それに対する刑罰は事実上破門であったが、マナ法廷はこうした規則をしばしば犯していたようである。⁽¹⁹⁾

一方、十分の一税の徴収と共に、聖堂区教会は敬虔な教区民達の遺贈 (bequests) の緩慢な蓄積によって財産所有者となっていた。教区民はかれらが持っていたもの、主として土地・家畜を与えた。聖

堂区教会は、主任司祭維持のための基本財産として寄付された、教会に付属する土地 (glebe lands) をもっていた。そうした基本財産は普通、世俗領主であった創設者によって贈与され、後続のパトロン達がしばしばそれに付け加えた、と理解される。そうした教会付属地に関する最初の叙述は十二世紀初期において見いだされるが、例えばウエスト・ミッドランド地方の聖堂区に関しては、その聖堂区教会付属地は領地的には普通一あるいは二ヤードランドであり、富裕農の保有地に等しかった、と推定されている。

さらにこうした聖堂区教会付属地に関しては、主任司祭が自由土地保有を行ない、それは世俗の自由小作農が負っていた限定的賦役にさえも服していなかった、と考えられる。ヘンリー一世の時代、Grainfield において、「教会は二分の一ハイドを自由に保有する。また司祭はかれの出費によって州・郡裁判所に出廷する第四の人物でなければならぬ」と述べられている。同じ統治期間中、Houghton, Wilton の聖堂区教会付属地は「負担免除 (quit)」であった⁽²²⁾。こうした教会付属地に関する特権と共に、聖堂区司祭は別の形での特権を享受している。十四世紀初期の例ではあるが、Malden (Surrey) の代行司祭は、かれの子羊・牛・豚・家内の者によってなされた、それぞれ牧草・耕地・豆類・小麦に対する損害ゆえに一定額の罰金を科せられ、さらにかれの後任者達も同様の罪に対し罰金を科せられている。しかしこれらすべての罰金は、同一の犯罪に対し世俗小作人達から取り立てられたその半額であった⁽²³⁾。

一三二一年七月 Parleigh (Sussex) のマナ法廷では、その地の代行司祭の牛が領主の穀物の中にいた、かれの下僕達が領主の牧草を

刈り取り運び去った、またかれらは領主の土地でウサギを捕えるための網をつくった、ことが問題にされている。十月の法廷で以上の侵犯に対し罰金が科せられたが一時猶予され、同年末さらに翌年二回の法廷において同じ判決が逐語的にくり返されるのを最後に、それに関する記述は記録よりみえなくなる。世俗小作農がもし農業共同体のよき秩序をそれほどしばしば侵犯したとすれば、かれがそれほど容易に免れえたとであろうということは疑わしい⁽²⁴⁾。

Peter de Periton, rector of Gussage (Dorset) は、聖堂区教会付属地に関する一〇〇頭の羊の放牧権をもっていたが、一二八三年六月のマナ法廷において、かれの割り当て分を六〇頭越えていると非難された。この問題はくり返し一二八七年五月の記録まで報告されている。しかし、その主任司祭にかなる刑罰が科せられ、いかなる補償がなされたのかは示されていない。かれに続く同地の主任司祭も、割り当て分一〇〇頭を越える五〇頭の羊によって領主の牧草地に負担をかけたことが報告されている。しかし判決の実施状態は以前と同様であり、このことは、同地のマナ法廷は、農業共同体の放牧権に対してくり返されたかれの侵犯にもかかわらず、主任司祭を法廷に連行することができず、それがかれの経済的重要性あるいは教会的地位ゆえにであったにしろ、かれが取り扱うにはあまりにも大人物であったことを示唆している。結局、同マナ法廷は主任司祭を裁きにつけることの無能力を告白し、代って国王の法廷へ頼らざるをえなかったようである⁽²⁵⁾。

このように聖堂区教会司祭は教区民から大小の十分の一税を徴収し、また教会の墓地に埋葬された教区民からは死後寄進 (mortua-

ies)を受け取り、農村聖堂区においては農耕や放牧のための取り決めに關し重要な役割を果したことが理解される。しかし一方で、聖堂区司祭達の生活レベルがそれほど高くはなく、ある場合にはそのことが教区民のための司牧活動に影響を与えた、という事実が注目されねばなるまい。例えば、既述したような教区民による十分の一税の不払いが行なわれたような場合、普通、より大きい十分の一税の保有者がかれの分を受け取ったと考えられる。多くの場合、実際に聖堂区に仕えた代行司祭達は、より少額の十分の一税からかれらに割り当てられた生計レベル以下に置かれた。聖堂区の務めの報酬は減り、能力があり教育を受けた人々は他の場所に雇用を求め、司牧的監督はますます、かれらが奉仕する教区民達以上にはほとんど訓練されていないような聖職者に託されることになる。形式的な代行司祭職数は増加していたけれども、かれらの収入はそうではなかった。(27) 一三八四年 Walthamstow での事件のように、聖堂区教会司祭が教会の聖器具・祭服・書物や他の貴重品を持ち逃げした背景もこうして理解されるのである。さらに友人や親せきの居る聖堂区へと移住する司祭よりも、在職する聖堂区において家族的つながりをもたない貧しい司祭達が多く、かれらは新しい未知の地区への突然の移動を考えることができた。(28)

こうした基礎の上に立つ聖堂区制度が、増大する農村共同体や成長する都市における新しい司牧的欲求を満たすことよりも、むしろ財政的関心を満たすことに深く関わっていたであろうことは、最初に述べた聖職者の手になる現存史料の性格からも判断される。しかし、聖堂区司祭が現実にとれほど司牧的務めを果していたかは問わ

ないとしても、かれらの職務内容を検討してみることは、聖堂区教会と教区民との関係を明らかにするために重要であろう。いま大陸の例を参照してみれば、十一世紀 Vendome の La Trinité 修道院とアンジュー近くのかれらの Maze 教会の司祭との取り決めは、つぎのことに關する司祭の取り分を割り当てている。すなわち、ミサにおける献金、洗礼、結婚式、婦人の産後の感謝の礼拝、告解、病人のところへの訪問、死者のためのミサ、巡礼の祝福などの機会における奉納物、そして裁判訴訟の当事者達が宣誓をする時の贈物に關してである。イングランドにおける司祭がこれらと同様の聖務に關わる可能性をもっていたことが考えられるのであるが、現実にとの程度それらを行なっていたかを判断することはむずかしい。というのも、当時ミサを捧げることが義務ではなかったし、告解は信者にとつて十三世紀前には一年に一度のそれさえも強制的ではなかった。十一世紀以降の教会会議は結婚における司祭の祝福を要求したが、それは一般的には受け入れられず、道徳的圧迫は別としても、司祭の介入を伴わない証人達の前ので当事者間の結婚は、教会法において十六世紀トリエント公会議まで法律的には有効なままに留まった。(29) 洗礼はおそらく最も一般的な秘蹟であったが、例えば十一世紀における洗礼は、緊急時を除いて通常、復活祭あるいは聖霊降臨の祝日に施された。ゆえに普通、最も多くて一年に一日か二日司祭を従事させたのみであったと考えられるのである。(30)

さらに十四世紀の例では、Adderbury 村の代行司祭の役割に關する記録が残存している。聖堂区内におけるすべての魂の救済はかれに託されていた。それは Burford, Bodicote, Milton という小村に

おける付属礼拝堂をも含むものであった。代行司祭は一人のチャプレンと Adderbury 教会における灯火、その教会と各礼拝堂でのミサのためのペンとブドウ酒、そしてロウ、また同教会の祭壇のための二本のロウソクを提供しなければならなかった。しかしかれは、その内陣あるいは主任司祭の館を維持する義務をもたなかった、⁽³⁵⁾ことが知られている。

こうした聖堂区司祭によって果された役割と共に、教区生活の実態を解明するためには、教区民達の果たした役割が十分に検討されねばなるまい。その際、教区民が聖堂区教会の運営においても始められていた、より大きな発言力は、まさにかれらに対する経済的要求ゆえに生じたものである、という事実が注目される。十三世紀の過程において、教区民が聖堂の身廊の維持に責任を負うのは慣習となっていた。ある場合には、寄付を拒絶した者は精神的罰である破門や拘禁さえも招いたようである。多くの聖堂区教会は高位聖職者達のいわば財産となっていたが、かれら自身自分達の収入に対する教皇ならびに国王からの増大する要求に直面しており、教会維持のための責任分担はかれらの出費削減の最も容易な方法であった、⁽³⁶⁾と考えられる。

一二五〇年頃 (Gapwell (Derbyshire) の十五名の富裕な教区民達) は、かれらの聖堂内陣の修理に関連して Daley 修道院の参事会員達と取り決めをなした。かれらは屋根をふくため、そしてもし必要ならば内陣の完全な再建のための土地を与え、代りに参事会員は修復する責任を引き受けている。しかし、多くの存在する事例において、教区民あるいは代行司祭でさえも内陣修理の義務を負わされて

いるにもかかわらず、⁽³⁵⁾元来それは主任司祭の義務であったのである。

ところが、こうした聖堂身廊のみでなく内陣の維持負担の大部分を教区民に担わせようとする試みも、一二八〇年代頃になると、多くの事例は、内陣修理や教会備品のための責任がますます主任司祭に課せられるようになったことを示している。勿論、身廊維持の義務は依然として教区民に残ったのであるが、ここで注目すべきことは、そうした修理が必要とされた時、例えば一二七五年 Gravelley におけるように、教区民達が自からその仕事を監督したり協議して費用を決定した、という事実である。そうした教区民のイニシアティブに基づくものが、十三世紀後期よりその原型が認められるようになる聖堂納室共同団体 (vestry association) と教区委員 (churchwarden) の出現である。その活動は十四世紀になり活発となったが、その時期には、教区民はかれらの聖堂納室共同団体で集まり、維持費支払いに関しての決定を行ない、時には支払いを差し控えたりするようになる。⁽³⁶⁾

一方教区民達は、書物・祭服・聖器等の提供を要求され、同時にそれらの安全管理の監督を行なうよう期待されてくる。かれらは今や司教からも、共同での教会備品管理者として認められたが、実際の目的のためには、責任があり評判のよい個人にその管理を委託するのが便利であった。こうして教区委員が要請されてくることになる。⁽³⁶⁾ 敬虔な教区民達が聖堂区教会に対して遺贈をなしてきたことは既述したとおりであるが、そうした贈与は多くの場合、特定の使用目的に限定されていた。例えば教会の灯火・祭服・鐘のロープ

を提供したり、身廊の修理、礼拝堂の維持などのためであった。教区民はかれらが持っていたものを与えた。小片の土地⁽⁸⁸⁾、一匹の牛、二・三頭の羊、何点かの衣服、そして家内道具類である⁽⁸⁹⁾。

教区委員はこうした長年にわたって蓄積された教会財産の管理を行なったが、とりわけ聖堂区所領保有者としてのかれの機能は重要である。たしかに主任司祭は教会墓地や教会付属地の保有者として代表された。しかし教区民を代表する教区委員はより適格な保有者であると思なされた。いったん教区委員の規則的選出が実現されると、教区民がかれらに対して土地を遺贈することは通常のこととなつたのである⁽⁴⁰⁾。

教区委員は普通、より堅実な教区民達の間から選ばれた。その職位は、つましい収入しか得ずほとんど正式の教育をもたない教区民にとって、かれの地方共同体において責任と威厳のある役割を果すまれな機会を提供した、と考えられる。かれに代表されるように聖堂区問題において果された教区民達の増大し活発化する役割は、おそらく聖堂区教会が、しばしば唯一の集合場所であるような小さな共同体においては聖・俗両業務間の必然的重複によって促進されたであろう。農村聖堂区との関連において検討した教会司祭達の農業共同体における重要な役割と対置されて、教区生活において積極的な教区民達、富裕な農民や商人達は、かれらの共同体的業務におけると同様に当然に聖堂区の事柄においても指導的役割を果しつつあった⁽⁹⁾と理解されるのである。

註

(1) 主として以下の研究を中心に検討を行なう。E. Mason, "The Role of the English Parishioner, 1100-1500," *Journal of Ecclesiastical History*, 27-1 (Jan. 1976), pp. 17-29; W. O. Ault, "The Village Church and the Village Community in Medieval England," *Speculum*, Vol. XLV, No. 2 (April, 1970), pp. 197-215; M. M. Chibnall, "Monks and Pastoral Work: A Problem in Anglo-Norman History," *J. of Ecc. Hist.*, 18-2 (Oct. 1967), pp. 165-72. 以下、本小論註に於いては便宜上、著者各頁数の略記号。

(2) Mason, 17.

(3) Do, 18, 20.

(4) このことに関連しては、遅ればせながら司教記録簿が教区民の精神的向上のための関心を示す時、説教を行なう許可状が司教区ヒュラルヒー内の人々に対してよりも、むしろしばしば外部の人々に対して与えられている事実が興味深い。Mason, 17.

(5) アングロ・サクソン時代の「ミンスター制」については、cf. M. Deaneley, *The Pre-Conquest Church in England*. London, 1961. Esp., Chap. IX, "Minster and Parish," pp. 191-210.

(6) Chibnall, 166, 170.

(7) 十分の一税・賦課税・慣習的献金は母教会に納められた。また例えは Buckinghamshire の Hanlope に於けるように、それな事例では、新しい教会が聖堂区的地位を引き受け、古い教会が礼拝堂として指定された所もあつた。Mason, 19.

(8) Roger of Montgomery と Hugh of Chester は、かれらの
ハンズホールドにおける在俗聖職者達と共にイングランドに來
た。Roger は Chichester におけるかれの城の中に、そしておそ
ら Shrewsbury になつても小さな colleges を創設した。しか
しそれらに在俗聖職者達の多くは、最終的には自から修道誓願をな
し修道院に入る。Chinnall, 167-8.

(9) 例えは、St. Eyrout の初期の修道院長達のうち最も聖人らし
い Thierry は、後で恐るべき Robert of Belleme へと成長する
はずの幼児を洗礼してゐる。Do, 168.

(10) Do, 168-170.

(11) Do, 167.

(12) Do, 171. この時期多くの修道院が特定の教会の聖職祿を專
有するようになるが、修道院長はそうした教会に対し、代行司祭
を提供する以上に聖堂区的活動のための責任をほとんどもたな
かつた。またかれが世俗会衆と会うことはまれであり、たとえ会
つた場合でも、かれらは普通、地元教区民ではなく聖遺物崇拜のた
め修道院を訪問した人々であった。そうした際にも、かれから多
くの司牧的配慮を期待することはできなかつたと考えられる。
Mason, 21-22.

(13) Chinnall, 168-9.

(14) この税は「土地からの収益、所領における家畜、そして住民
達の個人的労働から毎年生じる、あるいは回収される利益の十分
の一」と包括的に定義されるが、より具体的には、十三世紀半ば
においてリンゴ・ミツバチ・家畜(その若いもの)・チーズ・

ひな・ハト・卵・魚・ガチョウ・穀物(すべての種類の)・干し
草・ハチミツ・子羊・ミルク・豚・羊毛など、ならにすべての種
類の職業と取り引きからの収益が加えられた。Ault, 207. 修道院
に関する十二世紀半ばの十分の一税については、cf. G. Constable,
Monastic Tithes from Their Origins to the Twelfth Century,
Cambridge, 1964.

(15) Ault, 215.

(16) 十分の一税の徴収が小作農によって妨害された例としては、
十分の一税分の束を徴収人が手押車で運ぶのを小作農が力で妨げ
たり、十分の一税分の束をしっかりと縛っておかず運ぶ時、コバ
ラになってしまつたり、それらを縛らずにまた分散して畑に放つ
ておいたり、かれら自身の分を運び去るまで十分の一税分を用意
しなかつた、などが報告されている。最後の事例においては、徴
税人が以前束を運ぶ時、車を引く馬が小作農達の穀物を荒すまま
にしておいたからだ、との口実のもとに小作農達はそうした行動
をとっていた。Ault, 207-8.

(17) 中世における十分の一税の支払いに対する抵抗に関しては、
cf. G. Constable, "Resistance to Tithes in the Middle Ages,"
J. of Ecc. Hist., 13-2. (Oct. 1962), pp. 172-185.

(18) Mason, 20-21.

(19) Ault, 208.

(20) Do, 197-8.

(21) 例えは、Leigh (Staffs.) になつて carucate の土地を保有す
る世俗小作農は、年々その地代と「かれ自身の家から男一人、女

らにかれの隸農達の各家からの一人ずつによる刈り取り」を負っていた。しかし同地の教会によって保有された *canonicate* については、いかなる地代あるいは賦役も明細に記されていないのである。Ault, 199.

(22) Ault, 199.

(23) (24) Do., 203-4.

(25) Ault, 200-2. 放牧に関する聖堂区司祭の悪行の例としては、かれらが聖域であった村の墓地を自分達の家畜のため自由な放牧地として利用したことが知られている。こうした行為が広範に行なわれていたであろうことは、司教座聖堂助祭が巡察時に、いかなる家畜も墓地において放牧されてはいないか調査することを規則の仕事としていた事実からも示唆される。Do., 204-5.

(26) Do., 199.

(27) Mason, 21. 十三・十四世紀における聖堂区聖職者の平均的年収入は、六から七マルクであったと見積られてきている。鋤で耕す人や運送人達は、同じ頃四から五マルク得ていた。こうした聖職者の多くは貧しく、それが教会法に反するにもかかわらず、ある者は商業投機によってかれらの収入増をはかろうとしたことが明白である。例えば、かれらは教会内で麦芽をつくり、疑いなく売却のため多くの大がま、たる、またビール醸造に使用されるおけをもっていたり（十五世紀）、他の司祭は家畜の売買に携わっていた。Ault, 209.

(28) Mason, 26.

(29) 当時の土地渴望は国内的植民地化を引き起こし、それは新し

い司牧的欲求を生み出した。しかしそれは聖職者ヒエラルヒーの財政的利害へと従わされる。Derbyshire における遠隔の Hilton 礼拝堂でのミサ規定のように、地方的願望が承認された時、近隣の人々はその特権のため多くを支払うことを期待された。Marston の母教会の財政的権利が優先されていた。この請願における主要な推進者は地方領主達であった。献納すべきものをより少しかもたない者が、ミサの職間を受けたかどうかは疑わしい。Mason, 19.

(30) もう一つの注目すべき史料は、十三世紀頃急増する私的礼拝堂建設のための許可状である。私的礼拝堂は、より富裕な教区民達の地位的象徴であったが、それはかれらを母教会への規則的出席から引き離すものであった。しかしながら聖堂区教会の収入は、それらの許可状が、私的礼拝堂の期限付き設立であるとか、かれらが聖堂区教会への奉仕援助から完全には切り離されないなどの明確な条件を付したものであったことにより、常に保護されていたことが理解される。Mason, 22.

(31) Chidnall, 171. 農民の結婚に関しては、十三世紀までほとんどの組が、領主と聖堂区教会に対する多大の税金の支払いを避けるために、婚姻の恩恵なしに家庭を築いたということが知られている。Mason, 23.

(32) Do., 171.

(33) Ault, 198.

(34) Mason, 23.

(35) Do., 24. 教会の修理に関連しては村の墓地の木の所屬問題が

興味深い。一二八六年の記録によれば、教会の建物を守る防風林として有役であり、神聖なる土地に植えられていた木々は基本的には神に所属していたが、枯木や刈り込んだ木は主任司祭に属する、というのが定着した教会の規則であった。そして主任司祭は、かれの責任であった内陣修理のため必要とされる以外に木を切り倒すことを禁じられていたが、もしかれの教区民達が貧しかったならば、慈悲ある行為として、かれらの聖堂身廊修理のため教会墓地から木材を与えたようである。Ault, 206.

(36) しかし、維持費の寄与は個人的負担であるという概念ゆえに、十四世紀末においても、聖堂納室での決定がそれに同意しなかった人を束縛したのかどうかは疑問である。Mason, 25.

(37) Do, 26.

(38) Ault, 210.

(39) Mason, 26.

(40) Ault, 211.

(41) Mason, 27.